

令和7年度 地籍調査事業
一筆地調査・測量工程委託業務仕様書
(FⅡ－2・G・H工程)
第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、発注者 高知県安芸郡芸西村（以下「甲」という。）が、国土調査法に基づき実施する地籍調査事業に伴う地籍調査（FⅡ－2・G・H工程）を行う場合に適用する。

(作業規程)

第2条 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか委託契約書及び下記の法令等により行い、疑義を生じた場合には、甲と協議し実施すること。

- (1) 国土調査法(昭和26年6月1日法律180号)
- (2) 国土調査法施行令(昭和27年3月31日政令第59号)
- (3) 基準点測量作業規程準則(昭和61年総理府令第51号)
- (4) 地籍調査作業規程準則(昭和32年10月24日総理府令第71号)(以下「準則」という。)
- (5) 同 運用基準(平成14年3月14日国土国第590号)(以下「運用基準」という。)
- (6) 地籍図の様式を定める省令(昭和61年11月18日総理府令第54号)
- (7) 地籍簿の様式を定める省令(昭和53年3月25日総理府令第3号)
- (8) 地籍調査事業工程管理及び検査規程(平成14年3月14日国土国第591号)
- (9) 同 細則(平成14年3月14日国土国第598号)
- (10) 地籍調査事業(外注)実施要領(平成15年4月1日国土国第504号国土調査課長通知)
- (11) 不動産登記法等関連法規(参考)
- (12) 測量法(昭和24年6月3日法律第188号)

(作業計画)

第3条 受注者（以下「乙」という。）は、業務着手前に作業実施計画書、着手届、管理技術者届、現場代理人届等を作成し、甲の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとする時も同様である。

管理技術者は、測量法第49条により登録された測量士でなければならない。また、公益社団法人全国国土調査協会に登録された地籍主任調査員及び一般社団法人日本国土調査測量協会に登録された地籍調査管理技術者若しくは、5年以上の地籍調査事業に携わった者とする。

(秘密保持)

第4条

- (1) 乙は業務上知り得た情報について外部に漏らしてはならない。また、許可なく複写及び加工してはならない。
- (2) 乙は個人情報保護法に基づく必要な措置を講じなければならない。

(損害の補償)

第5条 業務実施にあたり、乙の責により第三者に与えた損害は、乙の責任において補償しなければならない。

(使用機器)

第6条 本作業に使用する機器は、準則及び運用基準に基づくものとし、使用器械名を記載した書類及び検定証明書を甲に提出し、承認を得るものとする。

（工程管理）

第7条 本作業における自社点検を、地籍調査事業工程管理及び検査規程に準じて実施しなければならない。

毎月の業務の進捗状況を、毎月報告書により提出し、業務実施中に甲から資料の提出を求められた場合は、期日までに作成して提出しなければならない。

（貸与資料）

第8条

（1） 本業務を執行するうえで必要な資料は、甲が乙に貸与するものとする。貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うものとする。

（2） 本業務が終了し、又は貸与資料が不要となった場合は、速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（成果品の品質保証）

第9条 乙は、作業終了後甲の検査において、過失または粗漏に起因する誤りが認められた場合は、速やかに再調査、再測、補測等を乙の負担において実施すること。

第2章 作 業 要 領

（工期）

第10条 本作業の工期は、下記のとおりとする。

（自） 契約日から

（至） 令和8年3月25日

（作業区域・数量）

第11条 本作業の実施区域及び事業量は下記のとおりとする。

20243930701地区 （1）作業区域 : 和食の一部

（2）事業量 : 0.933 km²

（3）精度区分 : 乙2

（4）縮尺 : 1/1000

（作業工程）

第12条 本作業の工程は、下記のとおりとする。

（1） FⅡ－2工程：地籍図原図の作成

（2） G 工程：地積測定

（3） H 工程：地籍簿案及び地籍図複図の作成

（作業の準備）

第13条 乙は、作業着手に先立ち、作業の方法、使用機器、作業工程等について検討し、適切な作業工程を立案し、これを甲に提出してその承認を得るものとする。

（FⅡ－2工程：地籍図原図の作成）

第14条 本作業は、原図の作成の工程として、下記の点を考慮して作業するものとする。

（1） 原図は、仮作図を行い図形その他の事項に誤りがないことを確かめた後、「地籍図の様式を定める省令」（昭和61年11月18日総理府令第54号）に基づいて必要な事項を表示した上、原図用紙に製図して作成するものとする。

（2） 前項の作業を終えたときは、筆界点番号図、筆界点成果簿及び地籍図一覧図を作成するものとする。

（G工程：地積測定）

第15条 乙は、準則及び運用基準に基づき、本作業を実施するものとする。

（H工程：地籍簿案及び地籍図複図の作成）

第16条

（1） 乙は、準則及び運用基準に基づき、本作業を実施するものとする。

（2） 地籍図複図はポリエステル・フィルム（マイラー）により作成するものとする。

（3） 誤り訂正等については、国土調査法第17条第2項の規定による申し出があった場合には、甲と十分な打ち合わせを行い、適正な処理をするものとする。

（成果品）

第17条 本作業で納入する成果品は次のとおりとする。

（1） 成果品の様式等については、準則、運用基準、「地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例」（平成23年12月27日国土籍第279号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）等、または、甲の定めた様式及び電子媒体により提出すること。

作 業 工 程	成 果 品
1. 各工程共通	① 工程表 ② 検査成績表 ③ 作業日誌 ④ その他工程上必要な書類
2. FⅡ－2工程 地籍図原図の作成	① 筆界点番号図 ② 筆界点成果簿（番号図区ごとにまとめる） ③ 地籍図原図 ④ 地籍図一覧図 ⑤ 地籍図明細図（必要な場合）
3. G 工程 地積測定	① 地積測定観測計算諸簿 ② 地積測定成果簿 ③ 筆界点座標値等の電子媒体 ④ 精度管理表
4. H 工程 地籍簿案及び 地籍図複図の作成	① 地籍調査票（点検・整理） ② 地籍簿案 ③ 名寄帳（閲覧書） ④ 地籍図複図（2部）

2 成果品とする電子媒体は、ウィルスチェックを行い納品するものとし、その電子媒体は、甲が所有するウィルス検査用のパソコンで再度検査を行うものとする。

なお、業務名・作成年月日・発注者名・ウィルスチェックに関する情報（ウィルス対策ソフト名／ウィルス定義年月日／チェック年月日）・フォーマット形式をラベルにて表示するものとする。

（検査）

第18条 甲の行う検査にあたっては、次の点に留意すること。

- （1） 作業完了時、乙において十分な自社点検を行った後、甲の検査を受けるものとする。なお、中間においても、甲の指示があるときは各工程の検査を受けなければならない。
- （2） 修正箇所がある場合は、乙は速やかに修正を行わなければならない。

（個人情報の保護）

第19条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

別記 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

（資料等の返還）

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は業務妨害（以下この条において「不当介入」という。）の排除）

- 第20条 （1） 乙は、暴力団又は暴力団関係者から業務の実施に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
- （2） 乙は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- （3） 乙は、調査職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
- （4） 乙が不当介入の報告を怠った場合は、指名停止等の措置を講じることがある。